

< 参考資料 >

1 IT 関連支援施策一覧表

1. 金融

1.1 中小企業金融公庫「戦略的情報技術活用促進資金」

商工組合中央金庫「戦略的情報技術活用促進資金」

制度の内容	情報技術の普及変化に関連した事業環境の変化に対応するための情報化投資を行う中小企業に対する融資。
対象企業	中小企業（一部対象とならない業種有り）
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 電子計算機、多機能情報端末等関連設備等 ● 設備等賃貸、IT 活用のための人材教育資金等
融資内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 貸付限度額・・・7億2,000万円（特別利率適用限度は2億7,000万円） ● 償還期間・・・設備資金15年（うち据え置き2年以内） 運転資金5年 特に必要な場合7年以内 （据え置き1年以内） ● 貸付利率・・・問い合わせください ● 担保・保証人・・・必要。但し、特例有り
実施機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業金融公庫 岐阜支店 電話（058）265-3171 ● 商工組合中央金庫 岐阜支店 電話（058）263-9191 高山事務所 電話（0577）32-3353

1.2 国民生活金融公庫「情報技術導入促進資金（IT貸付）」

制度の内容	中小企業がIT革命に対応するため、戦略的情報化投資を行う場合に必要資金を低利で融資する制度。
対象企業	<p>次に該当する情報化投資を行う中小企業者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 情報技術を活用した効果的な企業内業務改善及び企業内の情報交換業務の高度化を行うこと。 ● 他企業、消費者等との間でネットワーク上の取引及び情報の受発信を行うこと。 ● 企業内業務の情報技術の水準を取引先等企業外の情報技術の水準に合わせようとする事。 ● 情報技術の活用により、業務方法、業務内容等の経営革新を図ろうとする事。
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ● コンピュータ（ソフトウェアを含む） ● 周辺装置（モデム等の通信装置等） ● 端末装置（多機能情報端末等） ● 関連設備（LANケーブルや自動搬送装置等） ● 関連建物・構築物（装置及び設備の導入に併せてその取得に必要不可欠な建物・構築物及びそれらの設置に必要不可欠な土地。）

融資内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 貸付限度額・・・7,200万円以内（内運転資金4,800万円以内） ● 償還期間・・・設備資金15年以内 据え置き期間2年以内 運転資金5年以内 特に必要な場合7年以内 据え置き期間1年以内 ● 貸付利率・・・問い合わせください。 ● 保証人・担保 希望に応じて相談。
実施機関	国民生活金融公庫 岐阜支店 電話（058）263-2136 多治見支店 電話（0572）22-6341

1 - 3 岐阜県「小規模企業設備資金貸付制度」

制度の内容	小規模企業者等が、創業及び経営基盤の強化に必要な設備を導入する場合に、（財）岐阜県産業経済振興センターが、小規模企業者等に対して必要な資金を貸し付ける制度。
対象企業	<ul style="list-style-type: none"> ● 小規模企業者等（創業者を含む） ● 県内に工場又は事業所を有し営業実績が1年以上（1年未満の方は多少条件が変わる）
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則として新品である設備 ● 導入することにより一定以上の付加価値額が向上する設備等
融資内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 貸付限度額・・・4,000万円（所要資金の2分の1以内） ● 償還期間・・・7年以内（1年据え置き） ● 貸付利率・・・無利子 ● 担保・保証人・・・必要
実施機関	（財）岐阜県産業経済振興センター 企業支援部 電話（058）277-1091 岐阜県商工局経営支援室高度化推進グループ 電話（058）272-1111（内線3074）

1 - 4 岐阜県「小規模企業設備貸与制度」

制度の内容	（財）岐阜県産業経済振興センターが企業に代って設備を購入し、長期・低利の割賦販売またはリースによる方法で貸与する。
対象企業	<ul style="list-style-type: none"> ● 小規模企業者等（創業者を含む） ● 県内に工場又は事業所を有し営業実績が1年以上（1年未満の方は多少条件が変わる）
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 割賦事業：導入することにより、一定以上の付加価値額が向上する設備。 ● リース事業：（同上）（ただし車輛・重機は対象外）
融資内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 貸付限度額・・・100万～6,000万円（消費税を含む）（創業後1年未満の創業者は50万～3,000万円） ● 割賦・リース期間 割賦事業：7年以内（一年据置） リース事業：3年以上7年以内の範囲で貸与設備の耐用年数により定める。 ● 割賦損料・リース料・・・問い合わせ下さい。 ● 担保・保証人・・・原則として保証人が必要。

実施機関	(財)岐阜県産業経済振興センター 企業支援部 電話(058)277-1091 岐阜県商工局経営支援室高度化推進グループ 電話(058)272-1111(内線3074)
------	---

1 - 5 戦略的情報化機器等整備事業(コンピュータ等の低額リース事業)

制度の内容	戦略的な情報化投資を行おうとする中小企業者を支援するため情報機器等をリースする。
対象企業	県内に事業所を有する企業等
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 製・配・販ネットワークの構築 ● インターネットによる需要開拓、技術情報の発信・入手等 ● 企業内ネットワーク化 ● 小売店舗等におけるPOSシステムの導入
リース期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 機器のみの場合・・・2年～6年 ● ソフトのみの場合・・・5年～6年 ● 機器とソフトの場合・・・4年～6年
リース料率	問い合わせください
実施機関	(財)全国中小企業情報化促進センター 電話(03)3500-4656

2. 税制

2 - 1 IT(情報通信機器等)投資促進税

制度の内容	一定のIT関連設備やソフトウェアを導入した場合、税制の特別措置が受けられる。
対象企業	青色申告書を提出する個人事業者または法人
対象となる資産及び設備	<p>ソフトウェア</p> <p>受託開発ソフトウェア、パッケージソフトウェア、自社開発ソフトウェアについて、適用を受けようとする事業年度においてのソフトウェアの取得価額の合計額が600万円以上(個人事業者又は資本金3億円以下の法人については70万円以上、リースの場合はリース費用の総額の合計額が100万円以上)となる必要がある。</p> <p>ハードウェア</p> <p>電子計算機、デジタル複写機、ファクシミリ、ICカード利用設備、デジタル放送受信設備、インターネット電話設備、ルーター・スイッチ、デジタル回線接続装置について、適用を受けようとする事業年度においてのハードウェアの取得価額の合計額が600万円以上(個人事業者又は資本金3億円以下の法人については140万円以上、リースの場合はリース費用の総額の合計額が200万円以上)となる必要がある。</p>

控除額	<ul style="list-style-type: none"> ● 取得の場合 10%の税額控除（ただし、法人税額等の20%を限度、控除限度超過額は1年間の繰越可能）又は50%の特別償却。 ● リースの場合 個人事業者又は資本金3億円以下の法人のみ） ● リース費用の総額の60%について、10%の税額控除（ただし、法人税額等の20%を限度、控除限度超過額は1年間の繰越可能）。
問い合わせ先	国税庁、国税局または税務署の税務相談窓口（巻末一覧参照） 中小企業庁事業環境部財務課 電話（03）3501-5803

2 - 2 中小企業投資促進税制

制度の内容	機械・装置その他の対象設備を導入した場合、税制の特別措置が受けられる。
対象企業	青色申告書を提出する個人事業者又は資本金1億円以下の中小企業等。
対象となる資産及び設備	取得金額が160万円以上（リースの場合はリース総額が210万円以上）の機械及び装置であれば、種類を問わず幅広く利用できる。器具・備品（対象：特定の9品目、金額：取得100万円以上、リース140万以上）
控除額	<ul style="list-style-type: none"> ● 取得の場合 7%の税額控除（ただし、法人税額等の20%を限度、控除限度超過額は1年間の繰越可能）又は30%の特別償却。 （資本金3,000万円を超える法人は、特別償却のみ。） ● リースの場合 リース費用の総額の60%について、7%の税額控除。
問い合わせ先	国税庁、国税局または税務署の税務相談窓口（巻末一覧参照） 中小企業庁事業環境部財務課 電話（03）3501-5803

2 - 3 中小企業技術基盤強化税制

施策の内容	中小企業者が試験研究を行った場合、試験研究費の15%相当額を法人税額や所得税額から減税。
対象企業	青色申告書を提出する中小企業者等（資本金1億円以下） （資本金がない場合は常時使用する従業員1,000人以下）
対象費用	試験研究費のうち人件費、原材料費、委託研究費、光熱水料費、試験研究用資産、繰延資産としている試験研究費の償却費等
控除額	15%相当額（限度額は支払う法人税額、所得税額の20%を限度として使用に繰越可能）。
問い合わせ先	国税庁、国税局または税務署の税務相談窓口（巻末一覧参照）

3. 補助金

3-1 IT活用型経営革新モデル事業

施策の内容	中小企業がITを活用して経営革新に取り組むことを支援するため、事業に係る経費を国が補助。
対象企業	中小企業者もしくは中小企業者が主に連携して設立するコンソーシアム。
補助金額	事前調査研究事業・・・100万円～500万円 経営革新支援事業・・・300万円～3,000万円
補助率	2分の1以内
実施機関	中部経済産業局情報政策課 電話(052)951-0560

3-2 IT活用商品開発支援事業

施策の内容	ソフトピアジャパンが実施してきた共同研究事業・地域結集型共同研究事業の成果を活用した製品化・商品化を促進するため、企業製品化・商品化に要する経費の一部を補助し、ニュービジネスの創造及びIT産業の育成・振興を図る。
対象企業	中小企業者
対象事業	ソフトピアジャパンが実施してきた共同研究事業・地域結集型共同研究事業の成果を活用した製品化・商品化事業。
補助限度額	15,000千円/件
補助率	2分の1
実施機関	(財)ソフトピアジャパン 電話(0584)77-1111(代)

4. 研修・教育

4-1 (財)岐阜県産業経済振興センターによる支援事業

施策の内容	経営、技術、情報、環境、エネルギーに関して役立つ情報を提供するとともに、各種相談業務を実施する。
対象企業	中小企業者、創業予定者
研修等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営者及び従業員のための実務型IT研修会(有料) ● 経済講演会、経営革新・IT革命・創業・小売商業等をテーマにしたセミナー、環境・エネルギー対応講習会、IT活用研究会(無料)等の開催。 ● E-コマースに対応したホームページ作成・運用支援(無料)
実施機関	(財)岐阜県産業経済振興センター 電話(058)277-1084(産業振興部) 電話(058)277-1085(企画研究部)

4-2 商工会議所・商工会・中央会によるIT化支援事業

施策の内容	IT研修やパソコン導入サポートサービスなど、中小企業のIT革命への対応を支援する。
対象企業	中小企業者

研修等の内容	パソコン、E mail の活用、Web サイトの作成、電子商取引の活用まで段階的なIT研修を実施。
実施機関	各商工会議所、商工会、県商工会連合会、県中小企業団体中央会 (巻末一覧参照)

4 - 3 全国マルチメディア専門研修センター主催研修事業

施策の内容	情報化社会において必要とされるIT人材育成や、県民の情報リテラシー向上のための研修を実施することにより、県内情報関連産業の活性化に寄与。
対象企業	一般企業等
研修内容	<ul style="list-style-type: none"> ● CIOスクール(最高情報責任者育成研修) ● IT企業向け研修(IT営業等IT企業に必要な能力を備えた人材の育成) ● 企業向け一般研修(企業内の情報リテラシーを備えた企業人の育成)
実施機関	全国マルチメディア専門研修センター研修担当(ソフトピアジャパン・ドリーム・コア内) 電話 (0584)77-1113

4 - 4 産業高度化人材育成事業

施策の内容	地域産業において高度な技術を有する人材を育成するため、設計から試作までのモノづくり技術に関する段階的な研修を実施。
対象企業	CAD等を用いた高度なモノづくり技術の習得を希望される方
研修内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 2次元CAD研修(基礎・応用・建築・土木・アパレル業界向などAutoCADLT)、3次元CAD導入セミナー、3次元CAD・CAM研修(体験・基礎・応用・航空機業界向・樹脂金型など) ● CAE研修(Design Space)CAD技術者試験対策講座、マネジメント研修、データ変換研修(基礎)、試作加工実技研修(石膏造型機、ABS樹脂造型機)、3次元測定研修(実技、Surfacer リバースエンジニアリング) ● バーチャルファクトリ研修(体験・基礎、利用システム ENVISON)
実施機関	テクノプラザ アネックス・テクノ2 研修担当電話 (0583)79-3330

5 . 貸施設・機器等

5 - 1 全国マルチメディア専門研修センター実習室等の施設の貸出

施策の内容	全国マルチメディア専門研修センターの実習室等を企業・団体向けに貸し出し。
対象企業	一般企業等
貸出施設	演習系の実習室(4室)、講義系の研修室(2室)、テレビ会議室(1室)
実施機関	全国マルチメディア専門研修センター研修担当(ソフトピアジャパン・ドリーム・コア内) 電話 (0584)77-1113

5 - 2 システム・機器・研修室等貸出業務

施策の内容	地域企業の業務のための利用や産業高度化人材育成事業での研修受講後の自習のために必要となるシステム機器及び研修室等を貸し出し、地域産業の設計から試作までのモノづくりをバックアップする。
対象企業	CAD等を用いた高度なモノづくりシステム機器及び研修室の使用を希望される方。
貸出施設・機器	<ul style="list-style-type: none"> ●システム機器 ラピッドプロトタイプング装置(石膏試作加工機、ABS樹脂試作加工機)、大型非接触式3次元計測機(最長軸1m超)、2次元CADシステム(AutoCAD LT)、3次元CAD・CAMシステム、シミュレーション・VRシステム、事務系ソフトウェア(MS Office) ●会議室等 会議室(収容16)×2、ハイエンド3次元CAD用研修室(3次元CAD用:収容6)×3、ミッドレンジ3次元CAD/CAM、2次元CAD研修室(収容11)、展示室、多目的研修室(収容100)、ワークショップ(会報実習室)
実施機関	テクノプラザ アネックス・テクノ2 研修担当 電話 (0583)79-3330

6 . 相談・助言・情報提供

6 1 岐阜県の情報産業・情報化相談室

施策の内容	一般県民からの情報化に関する相談のほか、ソフトピアジャパンやテクノプラザ進出企業をはじめとする県内情報関連企業の製品、サービス等の紹介や、販路、経営等に関する相談に答える。
対象企業	県内企業・団体等
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報化に関する相談一般 ● 情報関連企業との交渉に関するノウハウ、情報等の提供 ● ソフトピアジャパン、テクノプラザ進出企業、県内情報関連企業に対する製品、サービス等の取引先、提携先等の紹介。 ● 上記の進出企業、県内情報関連企業に対する経営、法務、人材等の相談 ● 上記の進出企業、県内情報関連企業が持つ情報関連の製品、技術、人材等に関する情報提供。
実施機関	ソフトピアジャパン 電話 0120-500-783(フリーダイヤル)

6 - 2 ITアドバイザー派遣事業

施策の内容	IT導入を進めようとする中小企業者に専門家を派遣。
対象企業	中小企業者
サービス内容	ITコーディネーター、中小企業診断士等を、IT導入を進めようとする中小企業の依頼に応じて、直接派遣する。中小企業者は、費用の3分の1相当額を負担する。
実施機関	特定非営利活動法人：ITコーディネータ協会 電話(03)5733-8380 中小企業総合事業団情報・技術部 電話(03)5470-1520

6 - 3 e - 中小企業庁 & ネットワーク

施策の内容	中小企業経営者や創業者予定者に対してインターネットを通じた情報提供等の支援を行う。
対象企業	中小企業者
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ● e 中小企業ネットマガジンの発信 ● 全国電子相談窓口の設置 ● e 中小企業庁 & ネットワークのホームページによる情報提供
利用方法	http://www.chusho.meti.go.jp
実施機関	中小企業庁 広報室 電話 (03) 3501-1709

6 - 4 ポータルサイト「J - Net 21」

施策の内容	インターネットを通じて、中小企業に関する情報を総合的に管理、検索を可能にする。
対象企業	中小企業者
サービスの内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 創業や経営上の問題点について任意に分類・編集した12のカテゴリを選択し、必要な情報が入手。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人材育成 ・ 新事業・技術経営改善・相談 ・ 資金調達 ・ 法律・相談 ● インターネット上で提供されている各種情報や各事例集、製品・技術・取引情報等を提供。
利用方法	http://j-net21.jasmec.go.jp
実施機関	中小企業総合事業団 情報提供課 電話 (03) 3501-1816

6 - 5 テクノナレッジ・ネットワーク

施策の内容	中小企業の研究開発・技術開発を促進するため、加工データベース等の便利な技術情報をインターネットを通じて提供。
対象企業	中小企業者
サービスの内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 技術相談事例のデータベース ● 溶接データベース ● 切削データベース等の技術情報をインターネットを通じて提供。
利用方法	http://www.techno-qanda.net
実施機関	中小企業庁 技術課 電話 (03) 3501-1816

7 . 技術開発

7 - 1 創造技術研究開発事業 (実施主体：中部経済産業局)

施策の内容	中小企業の新たな事業化を支援するため、中小企業による創造的な技術開発や、大学・研究機関との産学官連携による実用化研究開発を支援。新製品、新技術に関して、中小企業等が自ら行う研究開発に要する経費の一部を補助する。
-------	---

支援内容	新製品開発、新技術開発等について、研究開発等に要する原材料費、機械装置費、技術指導受入れ費等の経費の一部を補助する。
対象企業	中小企業者等
補助金額	100万円～4,500万円
補助率	2分の1
実施機関	中部経済産業局 産業技術課 電話(052)951-2774

7 - 2 先端情報技術紹介事業

施策の内容	最先端の情報技術を県内企業に紹介し、産学官連携や事業化を推進する。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 先端情報技術セミナー開催 先端の情報関連技術を企業に紹介。 ● 大学先端研究紹介フォーラム開催 大学が実施している先端研究を紹介するフォーラムを開催し、最先端の研究を実施している大学と企業のマッチングを図る。 ● 研究会開催 関連する技術セミナーや企業メンバー間での意見交換を行う研究会を開催し、特定技術の事業化を推進。 ● ベンチャー企業・大学交流会開催 大学との交流を促進する、ベンチャー企業・大学交流会を開催し、ベンチャー企業の研究開発を支援。 ● 技術支援センター設置 技術支援センターを設置し、企業から個別に技術相談を受ける。
対象企業	ベンチャー企業及び中小企業者
実施機関	(財)ソフトピアジャパン 電話(0584)77-1111(代)